



近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 資料配布	配布日時 平成 25 年 3 月 4 日
件名	和歌山県内で改正後初！ 新要領に基づく違反大型車の指導・取締を実施
概要	<p>○特殊車両(総重量違反車両等)は、道路の舗装や橋梁等を傷めることのみならず、車両制動距離が長くなるなど、死亡事故や長時間の通行止めを引き起こす重大事故に繋がりがねません。</p> <p>○国土交通省は、特殊車両の通行に対する指導、取締の徹底を図るため、指導取締要領をこの度改正しました。主な改正内容については以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・繰り返し違法に通行させた者等を国道事務所等に呼び出して対面では是正指導書を手交し、是正措置を講じることを指導。・是正指導を繰り返し受けたにもかかわらず、是正に応じない場合は、名称及び是正指導内容等を公表。・重大な交通事故や常習的に違反をした場合等は、聴聞を行った上で、許可を取り消し、名称及び取り消し内容等を公表。 <p>○これを受け、県内初の指導、取締を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日:平成25年3月5日(火) 10時~12時(小雨決行)・場 所:国道26号 和歌山計量所(和歌山市^{なか}中)
取扱い	資料の解禁は平成25年3月5日 10:00以降
配布場所	和歌山県政記者クラブ 和歌山県地方新聞協会 和歌山県政放送記者クラブ
問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 副 所 長 中川 英美(内線 202) 道路管理第一課 占用係長 北野 学(内線 434) 電話 073-424-2471

和歌山県内で改正後初！ 新要領に基づく違反大型車の指導・取締を実施

特殊車両(総重量違反車両等)は、道路の舗装や橋梁等を痛めることのみならず、車両制動距離が長くなるなど、死亡事故や長時間の通行止めを引き起こす重大事故に繋がりがねません。

今回は新要領に基づき、道路の保全と交通の危険防止を図るため、特殊車両に対する指導・取締を実施します。

1) 取締内容

車両を指導取締基地に引き込み、以下について確認を行います。

- (1) 特殊車両許可証の有無及び携帯の有無の確認
- (2) 許可内容及び許可条件の確認
- (3) 車両の計測(重さ、高さ、長さ及び幅)

2) 取締日時

【和歌山方面から大阪方面に向かう車両に対して】

実施日 平成25年3月5日(火) 10時～12時(小雨決行)

場 所 国道26号 和歌山計量所(和歌山市中)
なか

■ 取締位置図



車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。（道路法第47条の2）

「一般的制限値」

車両の諸元		一般的制限値(最高限度)
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)
重さ	総重量	20.0トン(重さ指定道路は25.0トン)
	軸量	10.0トン
	隣接軸量	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

「車両の構造が特殊」

トラッククレーンやセミトレーラーなどの車両で一般的制限値を超える車両。

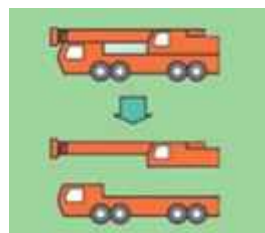
○バン型セミトレーラー



○重量物運搬用セミトレーラー



○トラッククレーン



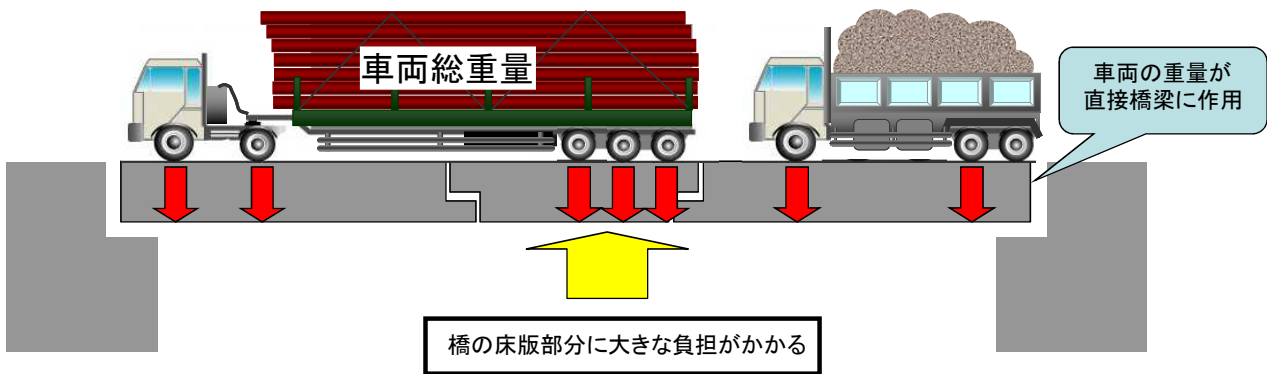
* 公道走行時は、分解が必要となる場合があります。

* 車検証に記載された重量で走行しなければなりません。

違反大型車が道路構造物に与える影響

参考-2

■積載重量超過などによる違反車両は、道路構造物の劣化を早めます。



■車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響

走行車両の軸重が、制限値の10tを2割超えるだけで、舗装への影響は2倍、橋梁への影響は9倍になると言われており、道路構造物の長寿命化を図るには、重量違反車両の取締は不可欠です。

道路の橋梁に与える影響

過積載による橋梁への影響は、基準超過の12乗に相当するといわれています。



例えば、大型車両1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、橋梁に対しては約9台分の加重が蓄積され、道路が損傷する原因になります。

$$\left(\frac{12t}{10t}\right)^{12} = \text{約 } 9 \text{ 倍}$$

道路の舗装に与える影響

過積載による舗装への影響は、基準超過の4乗に相当するといわれています。



例えば、大型車両1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、舗装に対しては約2台分の加重が蓄積され、道路が損傷する原因になります。

$$\left(\frac{12t}{10t}\right)^4 = \text{約 } 2 \text{ 倍}$$

違反大型車が道路交通に与える影響

参考-3

大型車両事故は、長時間の通行止めや道路施設に多大な影響を及ぼします。

■2007年2月(首都高速)



高欄を超え横転し、橋脚の横梁上に車両が落下。

■2011年11月(国道2号 西宮市)



トレーラー事故により、積荷が散乱。約6時間の通行止。